

中学校部活動合同練習への参加に係る交通費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

中学校部活動合同練習への参加に係る交通費補助金交付要綱（平成 29 年日野町教育委員会要綱第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、日野町立日野中学校に在学する生徒の、鳥取県日野郡及び西伯郡伯耆町内の町立中学校（以下「他校」という。）との部活動合同練習に要する公共交通機関の旅客運賃に係る経費等(以下「交通費」という。)を補助することにより、保護者負担がなく、部活動の合同練習が円滑に行われるために交付する、交通費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この要綱は、日野町立日野中学校に在学する生徒の、鳥取県日野郡内の町立中学校（以下「他校」という。）との部活動合同練習に要する公共交通機関の旅客運賃に係る経費等(以下「交通費」という。)を補助することにより、保護者負担がなく、部活動の合同練習が円滑に行われるために交付する、交通費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。